

1. 令和4年第6回郡上市議会定例会議事日程（第6日）

令和4年12月23日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 議案第114号 郡上市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程3 議案第115号 職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程4 議案第116号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程5 議案第117号 郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程6 議案第118号 郡上市職員の給与に関する条例及び郡上市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程7 議案第119号 郡上市職員の降給に関する条例の制定について
- 日程8 議案第120号 郡上市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程9 議案第121号 郡上市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程10 議案第122号 郡上市情報公開条例の一部を改正する条例について
- 日程11 議案第123号 郡上市土地改良事業分担金賦課徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程12 議案第124号 郡上市青少年育英奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について
- 日程13 議案第137号 やまと総合センターの指定管理者の指定について
- 日程14 議案第138号 財産の処分について（和良町横野地内）
- 日程15 議案第139号 市道路線の認定について
- 日程16 請願第3号 消費税インボイス実施延期求める請願書について
- 日程17 議報告第20号 中間報告について（総務常任委員会、産業建設常任委員会、文教民生常任委員会の行政視察報告）

2. 本日の会議に付した事件

- 日程1から日程17まで
- 日程18 議案第140号 令和4年度郡上市一般会計補正予算（第8号）について
- 日程19 議案第141号 和解及び損害賠償の額の決定について
- 日程20 議案第142号 工事請負変更契約の締結について（大和統合小屋内運動場新築（建築）工事）

日程 21 議発第 9 号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書について

日程 22 議発第 10 号 議員派遣について

日程 23 議報告第 21 号 諸般の報告について (議員派遣の報告)

3. 出席議員は次のとおりである。(18名)

1 番	本 田 教 治	2 番	長 岡 文 男
3 番	田 代 まさよ	4 番	田 中 義 久
5 番	蓑 島 もとみ	6 番	三 島 一 貴
7 番	森 藤 文 男	8 番	原 喜与美
9 番	野 田 勝 彦	10 番	山 川 直 保
11 番	田 中 やすひさ	12 番	森 喜 人
13 番	田 代 はつ江	14 番	兼 山 悌 孝
15 番	尾 村 忠 雄	16 番	渡 辺 友 三
17 番	清 水 敏 夫	18 番	美谷添 生

4. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

5. 地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	青 木 修
教 育 長	熊 田 一 泰	市長公室長	河 合 保 隆
総 務 部 長	加 藤 光 俊	市長公室付部長	三 輪 幸 司
健康福祉部長	田 口 昌 彦	農林水産部長	田 代 吉 広
商工観光部長	可 児 俊 行	建 設 部 長	小酒井 章 義
環境水道部長	猪 俣 浩 巳	郡上偕楽園長	勝 水 崇 博
教 育 次 長	長 尾 実	会計管理者	中 山 洋
消 防 長	山 田 浩 幸	郡上市民病院事務局長	藤 田 重 信
国保白鳥病院事務局長	川 尻 成 丈	代表監査委員	大 坪 博 之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	齋 藤 貴 代	議会事務局 議会総務課 係 長	三 島 栄 志
議会事務局			

議 会 総 務 課 主 事 荻 本 恵

◎開議の宣告

○議長（田代はつ江） おはようございます。

議員各位におかれましては、11月30日の開会以来、それぞれ出務御苦労さまでございます。いよいよ最終日を迎えることとなりました。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでお願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（田代はつ江） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、2番 長岡文男議員、3番 田代まさよ議員を指名いたします。

◎市長報告

○議長（田代はつ江） ここで、日置市長より発言を求められていますので、発言を許可いたします。

日置市長。

○市長（日置敏明） おはようございます。

いよいよ最終日となりましたが、冒頭お時間を頂きまして御報告を申し上げたいと思います。

お手元にもあると存じますが、本日付をもって郡上市としては、郡上市プラスチックごみゼロ宣言をいたしたいというふうに存じます。

1枚紙にその趣旨等を書いてございますけれども、プラスチックの問題につきましては、このプラスチックというものが非常に成形しやすいという性質もあり、様々な生活の用品、あるいは生活だけに限らず、産業等々においても広く現代の生活の中で利用をされている物質でございます。

しかし、このプラスチックにつきましては、もちろん最終処理に当たってCO₂の排出、あるいはそれに起因する地球温暖化問題等々という環境問題もございますが、もう一つの側面として、プラスチックというのは容易に分解しないという、物質としての環境に与える影響が、これは看過できないものがあると言われております。

プラスチックの製品として、我々人間が活用したものが、それを活用しなくなる廃棄物となつてからの問題ですが、どれだけたつてもプラスチックという性格を残しながら、他の無害なものに分解していくということがないということで、細くなるだけというような形で、最後はマイ

クロプラスチック問題という形で様々な地球環境、そして生物、我々人間に至るまでの生態系に大きな影響があると言われております。

そういう意味で、このプラスチックを物質としてのごみという側面から捉えて、やはりこれをしっかり適正に処理をしていく、コントロールをしていく必要があるということは、兼ねて言われてきたところでございます。

この本議会におきましても、様々な角度からこのプラスチックごみの問題をこれまで取り上げていただいておりますけれども、この問題について、市としてもしっかりと取り組むという決意をここで表明させていただきたいと思っております。

最初の文章のところ、またお読みを頂ければと思いますが、特に強調しておりますのは、郡上市清流長良川等保全条例という河川の上流部、源流部に位置する自治体としての責務として、この河川を通じて、このプラスチックごみが河川、ひいては海洋へ流れていくという形での環境汚染ということ、やはり上流域の自治体、あるいは市民、事業者として率先をして取り組んでいく必要があるということを深く思いまして、私たちとしては市民、事業者、行政が一体となって、この問題に取り組んでいきたいというふうに思っております。

要は、自然環境の中にコントロールできないごみという形で放出をすることによって、環境に悪影響を及ぼすことのないよう、皆様とともに取り組んでいきたいという決意をここに宣言をさせていただくものでございます。

主な取組といたしましては、三本柱となっておりますが、まずプラごみの発生抑制及び適正処理ということで、できるだけプラスチック製品等を削減する、その消費量を削減するとかそういったような形で、これまでも取り組んでおりますが、マイバッグ運動であるとか、そうしたこと。

あるいは、よく言われております、これも既に取り組んでおりますが、4R運動といったこと。あるいは、さらにはこのプラごみに関する正しい分別と適正な処理方法を確立し、市民皆さん、事業者皆さんでこれを十分承知をしていくと、そして適正な処理に当たっていくという第1の柱でございます。

それから、特にその不法投棄の防止ということにも努めていくということでございまして、これは市民のみならず、郡上市へ釣りやラフティング、バーベキュー等、様々なレジャーにおいでになる来訪者の方々にも御協力を求めて、不法投棄をなくするようという取組を、関係団体とともに連携して推進してまいりたいと思っております。

この関係団体と申しますのは、漁業協同組合であるとか、あるいはスキー場関係者とか、様々な関係があると思っておりますけれども、そうした方々の御協力も得て、そういう取組をしてまいりたいと。

それから、市民の皆さんが既に様々な形で清掃活動を行っていただいております。こうした清掃活動の情報等も発信し、広くその清掃活動の参加者の増加等も図ってまいりたいということを申し

述べております。

それから、3番目ですが、何より大切なのは、やはりこのプラスチック問題ということについての正しい認識、これがどのような環境に影響を与えているかとかいったような、そうしたこの問題に関する正しい認識をして、それに基づいて正しく行動するということが大切だということで、市民挙げてのこの問題に対する学習、あるいは、とりわけ次世代を担う若い人たちについても、子どもたちをはじめ、そうした日常生活の中で環境負荷の少ない行動とか、そうしたことについてしっかり学習し、実践することができるようにと、こういう環境教育というものを充実する、こういう内容になっております。

宣言の内容は、極めてまだ大きくくりなものであるというふうに存じますが、今後ともきめ細かいいろんな実践行動を、市民の皆さん、事業者の皆さん、関連団体の皆さんの御協力を得ながら進めてまいりたいというふうに思っております。

この問題につきましては、既に全国市議会議長会におきましても、関係の委員会をつくられて、前山川市議会議長さんの思いを引き継ぎ、今、田代議長さんがその全国市議会議長会の関係委員会の委員を務めて、御議論をしておっていただきますけれども、そうしたまた議長会におけるいろんな議論、提言等も踏まえて、しっかりこのプラスチックごみゼロ宣言を進めてまいりたいというふうに思いますので、まずは私どもとしては、固い決意を持ってこれに取り組むという宣言をここにさせていただきますので、今後ともの御協力、御指導をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（田代はつ江） ありがとうございます。

◎発言の取消し

○議長（田代はつ江） ここで、本田教治議員より発言を求められていますので、発言を許可いたします。

1番 本田教治議員。

○1番（本田教治） 本田です。議長より発言の許可を頂きましたので、発言させていただきます。

12月13日の私の一般質問における西乙原と東乙原間の橋梁新設の質問について、災害時の避難経路を確保する必要性をお話した際、一部不適切な発言がございましたので、会議規則第65条の規定により、その部分の発言の取消しを申出ます。よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

○議長（田代はつ江） お諮りいたします。ただいま本田教治議員より、12月13日の一般質問における発言について、会議規則第65条の規定により、一部発言を取り消したい旨の申出がありました。この発言取消しの申出を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、本田教治議員からの発言取消しの申出を許可することに決定いたしました。

◎議案第 114 号から議案第 124 号までについて(委員長報告・採決)

○議長(田代はつ江) 日程 2、議案第 114 号 郡上市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程 12、議案第 124 号 郡上市青少年育英奨学資金貸付条例の一部を改正する条例についてまでの 11 議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました 11 議案は、各常任委員会に審査を付託してあります。委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長、森藤文男議員。

7 番 森藤文男議員。

○7 番(森藤文男) おはようございます。

それでは、総務常任委員会の報告をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

令和 4 年第 6 回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例 9 議案につきまして、令和 4 年 12 月 14 日開催の第 5 回総務常任委員会において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第 114 号 郡上市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について。

市長公室長から、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の定年を上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制(役職定年制)及び定年前再任用短時間勤務制を導入するほか、所要の規定を整備するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、退職手当はどのような扱いになるのかとの質問があり、60 歳まで勤務した期間の退職手当については、60 歳到達時点の給料月額を基礎として計算をし、60 歳以後勤務した期間の退職手当は、給料月額の 7 割を基礎として計算をするという 2 段階の計算方法となるとの説明がありました。

管理監督職の役職定年後の役職はどうなるのかとの質問があり、管理監督職は 60 歳で役職定年となり、課長補佐級に降任することとなるが、本人の意欲を維持し、また在籍する職員が勤務しやすい環境づくりという点を考慮し、課長補佐級の中に新たに調整監と副主幹の 2 つの役職を設けるとの説明がありました。

定年退職となる年齢が 65 歳となることで職員数が増加し、新規採用職員数が減るのではないかととの質問があり、定年年齢の引上げについては、2 年度に 1 歳ずつ段階的に引上げを行うため、定

年退職者がいない年度が発生するが、定年退職者がいる年度だけ採用するのではなく、定年退職者が発生する年度の退職者数の2分の1の人数を前倒して採用することとしているとの説明がありました。

令和6年度の定年退職予定者全員が退職しない意向を示した場合の受入れについて質問があり、退職予定者が60歳以降も働く意向があれば受入れをしていくこととなるが、退職予定者が60歳に達する年度の前年度に意向調査を実施し、その結果を踏まえて新規採用職員数を決定するなど、年度ごとに調整が必要となるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第115号 職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例について。

市長公室長から、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、郡上市の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例のほか6条例に関し、所要の規定を整備するものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第116号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。

市長公室長から、令和4年人事院の給与勧告に鑑み、議会議員の期末手当の支給割合を改め、期末手当の年間支給月数を0.1月分引上げ、現行の4.2月から4.3月とするものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第117号 郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

市長公室長から、令和4年人事院の給与勧告に鑑み、常勤の特別職職員の期末手当の支給割合を改め、期末手当の年間支給月数を0.1月分引上げ、現行の4.2月から4.3月とするものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第118号 郡上市職員の給与に関する条例及び郡上市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について。

市長公室長から、令和4年人事院の給与勧告に鑑み、職員の給料月額及び勤勉手当の支給割合を改めるとともに、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、60歳を超える職員の給与の取扱いに関する特例を設けるほか、所要の規定を整備するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、60歳に達した年度の次年度以降の給料月額を7割とする根拠はどこに

あるのかとの質問があり、国家公務員に準じて7割としているが、国では民間企業における高齢期雇用の実情を考慮し、60歳前の給料月額の7割水準とする制度設計がなされているものであるとの説明がありました。

また、将来的に制度が変更となることはあるのかとの質問があり、国家公務員に準じて変更することとなるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第119号 郡上市職員の降給に関する条例の制定について。

市長公室長から、地方公務員法の一部を改正する法律により、管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）の導入や60歳以降の給料月額の引下げが実施されることに鑑み、地方公務員法の規定に基づき、職員の意に反する降給に関し所要の規定を整備するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、第3条第2号の「不足が生じた場合」とはどのような場合かとの質問があり、定数の改廃等により職員の属する職務の級の職の数が職員の人数に対して不足する場合であるとの説明がありました。

降格の事由及び降号の事由として評価に関する条文があるが、郡上市ではどのような人事評価制度を設けているのかとの質問があり、職務行動評価と役割達成度評価の2つで構成されており、役割達成度評価については、期首に目標を定めて、評価期間に目標が達成できたかどうかの業績を評価するものであり、職務行動評価は、能力や適性等を評価するものであるとの説明がありました。

また、これまで降格や降号となった事例はあるかとの質問があり、これまでにそのような事例はないとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第120号 郡上市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について。

総務部長から、デジタル社会の形成を図るため関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の一部改正の施行に伴い、法の施行について所要の規定を整備するものであるとの説明を受けました。

また、議会事務局長から、個人情報の保護に関する法律が改正され、国会や裁判所と同様、議会においては、自立的な対応のもと個人情報の適切な取扱いが図られることが望ましく、法が定める法律の適用対象外とされたことから、全国の地方議会で議会の個人情報の保護に関する条例の制定が進められているところであり、本市議会としては、令和5年3月定例会への議案上程に向けて準備を進めており、現在、岐阜地方検察庁に対し、罰則規定についての事前協議を行っているとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第121号 郡上市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について。

総務部長から、デジタル社会形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の一部改正及び郡上市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に伴い、郡上市情報公開・個人情報保護審査会の手続等に係る所要の規定を整備するものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第 122 号 郡上市情報公開条例の一部を改正する条例について。

総務部長から、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の一部改正の施行に伴い、郡上市情報公開条例の不開示情報等に係る所要の規定を整備するものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。

令和 4 年 12 月 23 日、郡上市議会議長 田代はつ江様。郡上市議会総務常任委員会委員長 森藤文男。

どうぞよろしく申し上げます。

○議長（田代はつ江） ありがとうございます。

続きまして、産業建設常任委員会委員長、三島一貴議員。

6 番 三島一貴議員。

○6 番（三島一貴） それでは、産業建設常任委員会の報告をいたします。

令和 4 年第 6 回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例 1 議案につきまして、令和 4 年 12 月 15 日開催の第 6 回産業建設常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第 123 号 郡上市土地改良事業分担金賦課徴収条例の一部を改正する条例について。

建設部長から、県営事業の国ガイドラインの改正に伴い、関係条例における地元分担金の割合に係る規定を改める改正であるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、分担率が 100 分の 5 から 100 分の 3 に変わるが、100 分の 2 の分は自治体の負担となるのかとの質問があり、今回の対象事業の負担割合は、国 55%、県 27.5%、市 12.5%、地元 5%であったが、ガイドラインで県の負担率が変更され、改定により、県の負担は 27.5%から 30%に、市の負担は 12.5%から 12%に、地元の負担は 5%から 3%になることから、結果として、県の負担割合が増えることになるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。

令和4年12月23日、郡上市議会議長 田代はつ江様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 三島一貴。

○議長（田代はつ江） ありがとうございます。

続きまして、文教民生常任委員会委員長、長岡文男議員。

2番 長岡文男議員。

○2番（長岡文男） それでは、文教民生常任委員会の報告をいたします。

令和4年第6回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例1議案につきまして、令和4年12月16日開催の第5回文教民生常任委員会において慎重に審議をいたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第124号 郡上市青少年育英奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について。

教育次長から、奨学資金の一時金貸付けの特例期間を延長するための改正であるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、特例に関わる利用者数及び実績について質問があり、平成20年度から令和4年度までの貸付件数見込みは140件、総額6,805万円であるとの説明がありました。

利用者が多数であれば、特例でなく本則に入れることを考えたことがあるかとの質問があり、将来奨学金の返還が始まった際に、借りられた方の負担にならないよう、できれば通常の月額金で対応していただくために特例としている。国においても教育ローンの部分は、通常の奨学金とは別に考えられており、経済状況が不安定な状況が続いているため、あくまでも特例として考えているとの説明がありました。

また、市として給付型の奨学金を検討しているかとの質問があり、国でも給付型の奨学金ができるなど制度の見直しが検討されている。市の奨学金については、市に居住している方は奨学金の2分の1、20万円を限度とした奨学金返還免除を行っており、今後国の動向を見ながら検討していきたいとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。

令和4年12月23日、郡上市議会議長 田代はつ江様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 長岡文男。

以上でございます。

○議長（田代はつ江） ありがとうございます。

報告が終わりましたので、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第114号 郡上市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告

に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第 114 号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第 114 号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第 115 号 職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第 115 号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第 115 号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第 116 号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第 116 号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第 116 号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第 117 号 郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第 117 号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第 117 号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第 118 号 郡上市職員の給与に関する条例及び郡上市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第 118 号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第 118 号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第 119 号 郡上市職員の降給に関する条例の制定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第 119 号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第 119 号は原案のとおり可とする
ことに決定いたしました。

議案第 120 号 郡上市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、委員長報告に対す
る質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第 120 号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し
採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議あ
りませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第 120 号は原案のとおり可とするこ
とに決定いたしました。

議案第 121 号 郡上市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、委員長報告に対す
る質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第 121 号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し
採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおりに決することに御異議
ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第 121 号は原案のとおり可とするこ
とに決定いたしました。

議案第 122 号 郡上市情報公開条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を
行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第 122 号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し
採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議あ
りませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第122号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第123号 郡上市土地改良事業分担金賦課徴収条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第123号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第123号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第124号 郡上市青少年育英奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第124号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第124号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第137号について(委員長報告・採決)

○議長(田代はつ江) 日程13、議案第137号 やまと総合センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

ただいま議題といたしました議案は、文教民生常任委員会に審査を付託してあります。委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

文教民生常任委員会委員長、長岡文男議員。

2番 長岡文男議員。

○2番（長岡文男） それでは、文教民生常任委員会の報告をいたします。

令和4年第6回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されましたその他1議案につきまして、令和4年12月16日開催の第5回文教民生常任委員会において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について報告いたします。

なお、経過については、主な内容を報告いたします。

議案第137号 やまと総合センターの指定管理者の指定について。

教育次長から、やまと総合センターの指定管理者について、5年間の指定管理期間として、引き続き特定非営利活動法人スポーツフラッグGを指定管理者とすることについて説明を受けました。

審査の中で、委員から、指定管理料に消費税が含まれているかとの質問があり、指定管理料は、管理に伴う経費、事業費、役務費、人件費、使用料等から算定しており、消費税は、施設管理料の中に含めているとの説明がありました。

また、最近の利用状況について質問があり、コロナ前は増加傾向で、多い時は4万5,000人ほどの利用があったが、コロナの影響で令和2、3年は激減し、令和3年度は2万人ほどの利用であり、現在モニタリング調査では徐々に回復しているとの説明がありました。

利用料金について質問があり、利用料金については、多い時で300万円以上あり、減免金額を含めると500万円近い料金になったが、現在は200万円を下回っているとの説明がありました。

新規利用者は増えているかとの質問があり、人数は把握をしていないが、モニタリング調査によると、大和地域以外からの利用者も多くあるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。

令和4年12月23日、郡上市議会議長 田代はつ江様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 長岡文男。

以上でございます。

○議長（田代はつ江） ありがとうございます。

報告が終わりましたので、質疑、討論、採決を行います。

議案第137号 やまと総合センターの指定管理者の指定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第137号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第137号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第138号について(委員長報告・採決)

○議長(田代はつ江) 日程14、議案第138号 財産の処分について(和良町横野地内)を議題といたします。

ただいま議題といたしました議案は、総務常任委員会に審査を付託してあります。委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

総務常任委員会委員長、森藤文男議員。

7番 森藤文男議員。

○7番(森藤文男) それでは、総務常任委員会の報告をいたします。よろしくお願いをいたします。

令和4年第6回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されましたその他1議案につきまして、令和4年12月14日開催の第5回総務常任委員会において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第138号 財産の処分について(和良町横野地内)。

総務部長から、普通財産の土地を株式会社ハルカインターナショナルに売却するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、土地の売却単価の算出根拠について質問があり、不動産鑑定にかけて算出しており、不動産鑑定では取引事例による比較法に基づき和良2件、明宝1件、白鳥1件の4件の取引価格から比準し、1平米当たり2,800円という単価を算出している。

また、算定に際し、基準標準価格として、和良町で土地単価が高い和良小学校周辺の単価との比準も行っているとの説明がありました。

今回売却を行う土地の周辺で、株式会社ハルカインターナショナルに対して貸付けを行っている郡上市和良農林産物生産施設、菌床しいたけ栽培施設、作業所等、倉庫の土地について、将来的に売払い等の予定はあるのかとの質問があり、現状では他の区画を購入したいとの申出はないとの説明がありました。

売却する土地の周辺の土地は市有地か、市有地であれば売却をされない理由はあるのかとの質問

があり、市が管理する道路敷と地元との協議及び土地所有者の意向により、そのままとすることとした土地であるとの説明がありました。

株式会社ハルカインターナショナルの経営状況について質問があり、平成 30 年度は 5 億円、令和元年度は 6 億 8,000 万円、令和 2 年度が 9 億円、令和 3 年度が 8 億 9,000 万円と売上げが伸びている。

また、令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 3 年間、郡上市和良農林産物生産施設の指定管理者となっており、雇用の創出や地域経済の振興、地域の活性化に寄与しているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。

令和 4 年 12 月 23 日、郡上市議会議長 田代はつ江様。郡上市議会総務常任委員会委員長 森藤文男。

よろしく申し上げます。

○議長（田代はつ江） ありがとうございます。

報告が終わりましたので、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第 138 号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第 138 号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第 139 号について（委員長報告・採決）

○議長（田代はつ江） 日程 15、議案第 139 号 市道路線の認定についてを議題といたします。

ただいま議題といたしました議案は、産業建設常任委員会に審査を付託してあります。委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、三島一貴議員。

6 番 三島一貴議員。

○6 番（三島一貴） それでは、産業建設常任委員会の報告をいたします。

令和4年第6回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されましたその他1議案につきまして、令和4年12月15日開催の第6回産業建設常任委員会において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第139号 市道路線の認定について。

建設部長から、宇留良高畑線について、国道256号那比バイパス整備に伴い、旧道となる区間について県から移管を受け、新規路線として認定するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、市道になることによる利用の見込みについて質問があり、今回整備される国道256号は、主に地域の人が利用しているが、広域的な道路であり、県管理国道として郡上へ来訪される方々のメイン道路にもなる。旧道に関しては、山林等に入るために必要であり、地域の方、土地所有者、森林業者の利用があると思われるとの説明がありました。

市道認定手続のタイミングについて質問があり、市事業で道路を造る場合、通常は事業着手前に市道認定する。今回のように、県が事業実施する場合、県としてバイパスを造るため旧道をどのように処理するかを事前に協議し、決定しておく必要があるため、事業開始前に市道路線としての認定を行い、工事完了後、バイパスが供用開始されるときに、市道としての供用開始告示を行うとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。

令和4年12月23日、郡上市議会議長 田代はつ江様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 三島一貴。

以上です。

○議長（田代はつ江） ありがとうございます。

報告が終わりましたので、質疑、討論、採決を行います。

議案第139号 市道路線の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第139号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第 139 号は原案のとおり可とするこ
とに決定いたしました。

◎請願第 3 号について（委員長報告・討論・採決）

○議長（田代はつ江） 日程 16、請願第 3 号 消費税インボイス実施延期求める請願書につい
てを議題といたします。

ただいま議題といたしました請願は、産業建設常任委員会に審査を付託してあります。委員長か
ら審査の経過と結果について報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、三島一貴議員。

6 番 三島一貴議員。

○6 番（三島一貴） それでは、産業建設常任委員会の報告をいたします。

令和 4 年第 6 回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました請願 1 件につ
きまして、令和 4 年 12 月 15 日開催の第 6 回産業建設常任委員会において慎重に審査いたしました
ので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

請願第 3 号 消費税インボイス実施延期求める請願書。

本請願については、商工観光部長からインボイス制度について国や市の動きの説明を受けた上で
審査を行いました。

紹介議員から、6 月定例会において付託されたインボイス制度中止を求める請願は不採択となっ
たが、今回の請願は、コロナ禍が続き、来年以降も物価高騰が想定されているこの時期の制度実施
の当面の延期を求めるものである。

消費税は預かり税ではなく、最後に消費者が物価の価格として支払うことから付加価値税とすべ
きであることや、インボイスの中止あるいは延期は、社会保障の税金の引き下げを言っているわけ
ではなく、税は社会的な公正性を維持するために担税能力に従って納めるのが大原則であるが、消
費税は利益がなくても、売り上げに対して払っていく原則を外れた税制であり、事業者が赤字でも
徴収されることが一番大きな問題である。

また、激変緩和措置、農業特例という対応は、政府自身が激変になるということ認識しており、
緩和措置という特例は本質的な解決にはならない措置であり、制度周知や対応をしてもどうにもな
らないことから、延期の意見書を出すよう委員会として決断をしていただきたいとの説明がありま
した。

委員からは、納税を公平、平等に行うには、大小で区別することではなく、困窮している人には
また別の方向で、国や行政として援助していくというのが筋であり、経過措置は取られるが、制度

そのものはできており、今回の延期を求めるについては賛成しかねるとの意見がありました。

また、インボイス制度の実施を再考するため、当面延期をすべきという今回の請願の趣旨は、中止をするため延期すべきという読み取り方もでき、当委員会で否決した結果と矛盾するところがあることから、今回の請願に対しても賛成できないとの意見がありました。

国の臨時交付金により、本市においても様々な支援ができたことは事実であることなど、いわゆる担税力が入ってくる税収や各負担は、今の社会保障を維持していく財源となっており、総合的に税制がつくられていると考えられる。激変緩和措置で小規模事業者に対する手当がされる中で事業が始まることから、予定どおり進めることが大事であり、延期については賛成できないとの意見がありました。

税金の原則は、社会を皆で維持するための会費であると考えられる。消費税が現行制度にあり、複数税率がある状況で、その会費に透明性があり、正確に払えるかどうかを担保するのが、このインボイス制度の目的であり、原則というものは守らなくてはいけないこと、原則に対して手当や緩和を同時に行う必要があるが、原則は曲げてはいけないため、賛成できないとの意見が出されました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で本件は不採択とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。

令和4年12月23日、郡上市議会議長 田代はつ江様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 三島一貴。

以上です。

○議長（田代はつ江） ありがとうございます。

報告が終わりましたので、質疑、討論、採決を行います。

請願第3号 消費税インボイス実施延期求める請願書について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入ります。請願第3号に対する討論はありませんか。

9番 野田勝彦議員の発言を許可します。

○9番（野田勝彦） 討論ございます。発言の許可を頂きましてありがとうございます。

実は、通告をあらかじめ申告を抜かしておまして、本当はきちっとこの通告をすべきところをやりませんでした。申し訳ございません。

議長のほうからお許しが出たので、紹介議員として若干申し述べますので、皆様方の御判断をよろしくお願いします。

分かりやすくするために、先ほどの委員長の報告の文書に従って、幾つかの論点やら私の討論を申し上げます。

報告文2ページの中ほどやや下に、改行して委員からの御意見が幾つか登場します。これは、当日審査の中で出てきた委員からの発言の内容の要約ではありますが、こうして今改めて読ませていただきますしても、やっぱり幾つかの誤解やら問題点やら正しくないことがございます。

そういう観点から、まず第1、最初のところですが、納税は、これは意図しているのかしていないのか分かりませんが、一番大切な公正という言葉がここにはないです。公平平等は登場します。もちろん税は公平平等でなければなりません、本当は公正が一番大事です。

その後に大小で区別するな、区別というのは多分差を設けるなということだと思いますが、大小というのは、これもよく分かりませんが、所得とか収入とか、あるいは事業規模とか、法人ならば利益とか、こういうことを表すと思いますが、これで区別してはならんというのは、税の根本に反します。

説明でも申しましたが、税は、担税力に応じて公正に納めるような仕組みになっている、現に。ここを外しとっては議論になりません。

特別な援助がどうしても必要な方には、もちろん政治はそれに対する援助を怠ってはなりません。でも、特別な援助を必要とする人ができるだけ出ないようにするのが、その前の税ではありませんか。これが税の根本的な本質であります。この捉え方は、私は間違っていると思います。

2つ目でございます。その次の改行、「また」からです。延期という言葉は、どう考えても中止を前提にしているではありません。延期は実施を延ばすという意味です。ですから、これはうがった見方であります。今回の請願は延期をお願いしている。後からまた申し上げますが、どこにも延期という言葉に対する納得できる反論はありません。

3つ目であります。その次の改行、「国の臨時交付金には」、この文章であります。激変緩和措置も取られていると。あまりにもこのインボイス制度は、零細事業者にとっては大きな影響であり過ぎます。大変複雑な手続が必要になります。そんな時間も労力も経費もありません、零細者には。それを強要するわけですね。

ましてや、新たな課税になります。この額は大変大きい。これはここで議論する余地はないと思いますが、そういうことが分かっているがゆえに、国のほうも激変緩和をしたんです。でも、これは時限的ですから、やがては本則実施になるでしょう。本質的解決にはなりません。とりあえず今のところは猶予を持ちましょうという程度であります。

しかし、いくら猶予を持たれても、この今の社会的な経済的な情勢の中では、すなわちコロナ禍がこうしてまん延し、第7波、8波が、今8波とされていますね。9波、10波も当然考えられる。だから来年1年、2年、3年と、これからどういうふうに展開するか分からない。

おまけに、物価高騰は来年こそピークになるんじゃないかと。もうその予定も報道されているような状況であります。こういう時期に実施すること自体が問題なんです。いかにも最悪ではありませんか、実施の時期としては。そこをぜひとも考慮していただきたい。これが請願の本当の趣旨であります。

その次の改行、「国の臨時交付金」の下の方ですが、一番最後の行になります。税金の原則はというところですね。税金の原則は、社会を維持するための会費であると。これも私に言わせればとんでもない誤解であります。会費は任意であります。その会に属するか属さないかを含めて、会費は任意なんです。

税はどうですか、任意ですか。全く違いますね、これ。もし税が会費と同じなら、税という言葉を使わなくてもいい。会費でいいですよ。ですから、逃れることができない。私は嫌だから困りますと言って、それを逃れることができない状況が税でありますから。

したがって、それに対する配慮が当然必要になってくるんです。この請願は先ほど言いましたように、延期を求めますので、ぜひともこの後述べられるかもしれませんが賛成討論には、なぜ延期ができるのかをはっきり述べていただきたい。

以上で私の討論を終わります。

○議長（田代はつ江） 請願の反対の討論はありませんか。請願に反対の討論です。原案に反対の討論はありませんか。

4番 田中義久議員。

○4番（田中義久） 4番、田中です。本請願を不採択とすることに賛成の立場から討論をいたします。

ただいまいろいろとお話を承りました。私は、実はかつて租税法を学んだときに、今出てきましたけれども、税は社会の会費であると、そして社会の富の再配慮であると、こうした原点のお話を聞いたことがあります。この言葉は実は時を経て、今も私の耳には残っております。

実際に、税金はみんなのために必要で役に立つ社会インフラ、また外交防衛、警察消防など、命を守る活動、また年金、医療、福祉、そして教育など、生活を守り、応援するため、こと等に、そういうことなどに使われております。

その必要なお金を、みんなで出し合って賄うのがこの会費であり、イコール税金であると、そのときにお聞きしたことを、今実感として実は私も理解をしているところであります。

もう一つの意義、それは富の再配分です。所得の多い世帯から低い世帯へ所得を移転させ、格差を抑えるものであります。所得の大小に応じた納税や累進課税に加え、様々な社会保障やセーフティネットなどが多様に整備され、社会福祉機能の充実とともに、これから再チャレンジしていこうという可能性を高める効果もあり、社会的な公平性担保や支援対策だけでなく、社会の活力を高

める見地からも富の再配分が重要であると私は考えております。

なお、申すまでもなくその中身となる毎年の予算は、国、県また市町村議会の審議議決によって決定されるもので、これは民主的な手続にのっとっています。

さて、消費税につきましては、商品の販売やサービスの提供等の取引に対して広く公平に課税される税で、消費者また買い手がこれを負担し、事業者が納付します。冒頭のお話にならば、前者に属する会費だと理解できます。

消費税は、社会保障と少子化対策のために使われるものと決められておりまして、年金や医療、介護等の社会保障給付等々のために安定的財源として用いられています。

消費税は、徴収段階では均一ではありますが、用途におきまして、先ほどのお話の中にあつた富の再配分に資することになると私は思います。

さて、そこで的確請求書、すなわちこのインボイス、これは売手が買手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝えるものであります。

原点に戻って、インボイス制度の導入を振り返りますと、取引の正確な消費税額と消費税率を把握することでありまして。今日では、消費税の軽減税率が導入されており、仕入れ税額の中に8%のものと10%のものが混在するようになりました。このため、正しい消費税の納税額を算出するために、商品等の価格と税額が記載された書類を保存することが求められるわけでありまして。

また、これを整理し保存することで、不正やミスを防ぐことも狙いの一つではないかと思ひます。

仕入れた商品の中に、税率が8%だったもの、これを10%で計上すれば、この差の2%は不当利益になります。このような不当利益やミスを出さないためにも、仕分けされた経理を行い、詳細な記録が残されたインボイス、これを保存しようとするものであります。この手続につきまして、私は必要なことと考えています。

さて、そこでインボイス制度について、私も何度か研修の機会を得て学びました。もう昨年度のうちから、そんな取組があつたと思ひます。しかし、そのときに私は、このままスタートすることに不安がありました。

近隣の一人で御商売をやってみえる方、あるいは高齢の商店主など、取引の金額も小さく、経理や手続が難しいのではないかなと思ひ方にも一律に導入され、仕入れ課税控除を受けるためには、請求書、納品書、レシートなどこれを電子保存ですね、これ将来。またレジスターのソフトを切り替えて、軽減税率と税額を別々のその税体系を、税額をまた併記して登録番号を表記する、そんなことも求められるのではないかと心配したわけでありまして。

単に登録番号を取得するだけでなく、経理の仕方が変わってくるわけでありまして。これができなければ、仕入れ課税控除ができない。それは、小さな商店や朝市出荷の小規模農家等を含め、大変なことではないかと心配し、小規模取引に対しては、簡易経理や納税特例を設けることができない

ものかなど、私なりにいろいろと考えました。

そしてその後、様々な情報を入手し、関係方面の方々とも私も話をしました。そしてその中で、この制度スタート前に特例措置をどうしても取ってほしいという強い思い、そしてまた必ずやそうなるであろうと、そういうお話の中での私の手前勝手の政策予測、そういうものを持つようになってまいりました。

与党の税制調査会の報道、国会の議論には最大漏らさず情報を私なりに探りました。以降、プロセスは省略しますが、私の願いは、去る12月17日の報道で確たるものになりました。

防衛増税論議の陰で若干伝わりにくかったのでありますけれども、2023 与党税制改正大綱等において、インボイス導入に当たって小規模事業者への負担軽減が盛り込まれたのであります。

その概要は、売上高1,000万円以下の免税事業者が新たに課税事業者になることを選んだ場合、3年間は納税額を客から受け取った消費税の2割に軽減すること、また、売上高1億円以下の事業者を対象に、1万円未満の取引はインボイスを不要とし、事務負担を緩和する。さらに、6年間はインボイスの保存がなくても、帳簿があれば、仕入れ課税控除を受けられるとのことであります。

農業関係でも、農協特例で組合員等から購入者への適格請求書の交付義務が免除され、売買者交付特例で、売買者が売手の代わりに、自らの名称や登録番号を記載した請求書を交付することが可能とされます。

私は、これらについて私たちの願い、私たちの心配が国政に届いているんだなど、そういう実感を私は持ちました。原則論として制度自体は、当初の課税対策、課題があつてこの対策が出ているわけではありますが、これは対策どおり実行する、そして小規模事業者等への廃止、経過措置として特別枠で配布する。この調整を私は是とするものであります。

こうした経緯も踏まえ、この期間をもって準備されてきたこの制度、今般提出されました消費税インボイス実施延期を求める制限に対しまして、私は延期しない立場でありまして、不採択の決定に賛成するものであります。議員各位の御賛同をお願いするものであります。

以上です。

○議長（田代はつ江） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

請願第3号に対する委員長の報告は、請願を不採択とするものであります。請願第3号を採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（田代はつ江） 起立少数でありますので、請願第3号は不採択とすることに決定いたしました。

◎議報告第 20 号 中間報告について（報告）

○議長（田代はつ江） 日程 17、議報告第 20 号 中間報告について（総務常任委員会、産業建設常任委員会、文教民生常任委員会の行政視察報告）を議題といたします。

会議規則第 45 条第 2 項の規定により、各常任委員会から行政視察報告書が別紙、写しのとおり提出されましたので、お目通し頂き、報告に変えます。

ここで、暫時休憩としたいと思います。

（午前 10 時 45 分）

○議長（田代はつ江） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前 10 時 55 分）

○議長（田代はつ江） ここで、日程の追加を行いたいと思います。

お諮りいたします。議案第 140 号 令和 4 年度郡上市一般会計補正予算（第 8 号）について、議案第 141 号 和解及び損害賠償の額の決定について、議案第 142 号 工事請負変更契約の締結について（大和統合小屋内運動場新築（建築）工事）、議発第 9 号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書について、議発第 10 号 議員派遣について、議報告第 21 号 諸般の報告について（議員派遣の報告）、以上 6 件を日程に追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案 140 号から議報告第 21 号までの 6 件を日程に追加することに決定いたしました。

追加日程につきましては、お手元に配付してありますのでお願いいたします。

◎議案第 140 号について（提案説明・採決）

○議長（田代はつ江） ただいま、日程に追加しました日程 18、議案第 140 号 令和 4 年度郡上市一般会計補正予算（第 8 号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） 議案第 140 号 令和 4 年度郡上市一般会計補正予算（第 8 号）について。

上記について、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 23 日提出、郡上市長 日置敏明。

予算書 1 ページをお願いいたします。

令和 4 年度郡上市の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,521 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 294 億 9,197 万 8,000 円とする。

事業概要説明一覧表で内容を御説明します。1 ページをお願いいたします。

今回提出させていただきます補正予算は、歳入、歳出ともに、過日成立いたしました国の二次補正で措置された事業に関するものでございます。

なお、制度に関しては、いまだ不明の点がございませうけれども、市民の安心、安全、あるいは事業の趣旨に鑑みまして、現時点分かる範囲で予算を措置させていただき、できるだけ早期に事業を実施してまいりたいと考えております。よろしくをお願いいたします。

それでは、歳入から説明いたします。

款 11 地方交付税、普通交付税 763 万 6,000 円、補正財源としての補正です。

款 15 国庫支出金、児童福祉費補助金、保育対策総合支援事業費補助金 240 万円、公立私立保育園の送迎用バスへの安全装置設置事業に係る補正でございます。保健衛生費補助金、出産・子育て応援事業費補助金 1,694 万 2,000 円、妊娠時から出産・子育てまでの相談・経済的支援事業に係る補正でございます。教育総務費補助金、スクールバス安全装置設置事業費補助金 340 万円、スクールバス併用バスと小・中学校のみ利用のバスに安全装置を設置するための国補助金です。幼稚園費補助金、スクールバス安全装置設置事業費補助金 60 万円、公立幼稚園の送迎用バスへの安全装置設置事業に係る補正でございます。

款 16 県支出金、保健衛生費補助金、出産・子育て応援事業費補助金 423 万 5,000 円、妊娠時から出産・子育てまでの相談・経済的支援事業による補正でございます。

続きまして、歳出 4 ページをお願いします。

庁用車整備事業、補正額は 800 万円、公立保育園、幼稚園、小・中学校の送迎用バス 40 台に安全装置を設置するための補正でございます。保育環境改善等事業 180 万円、私立の保育園、認定子ども園が保有するバス 9 台に安全装置を設置するための補助金です。出産・子育て応援交付金事業 2,541 万 3,000 円、妊娠時から出産・子育てまでの相談・経済的支援を行うための補正です。経済的支援としましては、妊娠届出時に 5 万円、出生届出後に 5 万円の計 10 万円を支給させていただきます。

歳入歳出ともに総額 3,521 万 3,000 円でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（田代はつ江） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第 140 号は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第 140 号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第 140 号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第 140 号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第 141 号について(提案説明・質疑・採決)

○議長(田代はつ江) 日程 19、議案第 141 号 和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

説明を求めます。

猪俣環境水道部長。

○環境水道部長(猪俣浩巳) 議案第 141 号 和解及び損害賠償の額の決定について。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 23 日提出、郡上市長 日置敏明。

損害賠償による和解の内容でございます。

令和 4 年 7 月 4 日午前 8 時 40 分頃、郡上市八幡町有坂地内において、郡上クリーンセンターを出発した資源ごみ収集車が、市道を走行中に前方で停止していた別の資源ごみ収集車に追突し、その勢いでさらに前方の一般車両に追突する玉突き事故となったものでございます。

市は、示談により一般車両に対する損害を賠償するものです。市の過失割合 100%。損害賠償の相手方につきましては、記載のとおりでございます。損害賠償の額は 148 万 8,391 円。

今後、このような事故が発生しないよう、改めて委託業者を含め、関係業務に携わる全ての職員に対し、交通法令の遵守と安全運転の励行についての注意喚起を図り、再発防止に取り組んでまいります。誠に申し訳ございませんでした。

○議長(田代はつ江) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(挙手する者あり)

○議長(田代はつ江) 9番 野田勝彦議員。

○9番(野田勝彦) 9番、野田です。再発防止の観点から事故といいますか、この件の、なぜそういうことになったのかというちょっといきさつを明らかにしていただきたいと思います。

と言いますのは、同じ収集車が前に止まっていたということは分かりますが、その前に相手方がいたわけですね。それを押していったわけですから、相当な勢いでぶつかったと思いますが、運転者は大丈夫だったのか、あるいは信号待ちなのか、何か作業中なのか、そういう点ではどうでしょうか。その辺をちょっと知りたいと思います。

○議長(田代はつ江) 猪俣環境水道部長。

○環境水道部長(猪俣浩己) お答えをいたします。

まず、事故の状況でございますが、郡上クリーンセンターをして、トラック2台が並走して、これからの収集に向かっておったということでございますが、前方を走っておるトラックが、近隣にございます民間の金物収集業者でありますレオンという施設から、市道に出ようとして停車中のアルファードという車がございました。それに前のトラックが気がつきまして、ブレーキをかけたところ、後ろのトラックがそのブレーキに遅れまして追突をしてしまったと。そのはずみで前のトラックが一般車両に追突してしまったというのが事情でございます。

関係者、市のトラックに乗車しておりました運転者と民間の乗用者の運転者につきましては、体には支障がなかったということで人身事故にはなっておりません。物損でございます。

以上でございます。

○議長(田代はつ江) よろしいですか。ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第141号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第141号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第141号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第 141 号は原案のとおり可とする
ことに決定いたしました。

◎議案第 142 号について（提案説明・採決）

○議長（田代はつ江） 日程 20、議案第 142 号 工事請負変更契約の締結について（大和統合
小屋内運動場新築（建築）工事）を議題といたします。

説明を求めます。

長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） それでは、説明をさせていただきます。

議案第 142 号 工事請負変更契約の締結について（大和統合小屋内運動場新築（建築）工事）。

次のとおり、工事請負変更契約を締結したいので、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の
取得または処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 23 日提出、郡上市長 日置敏明。

1、契約金額、変更前 4 億 8,048 万円。変更後 4 億 8,132 万 9,200 円。増額 84 万 9,200 円。

2、契約の相手方、郡上市大和町剣 1760 番地、株式会社ヤマシタ工務店、代表取締役 山下健
一。

3、工事の場所、郡上市大和町剣 1085 番地 1。

4、変更の理由、建築資材価格の高騰等による増額。

本日、資料を配付させていただきましたので、資料に基づき御説明をさせていただきます。

まず、1 枚目の資料でございます。本工事につきましては、令和 3 年度 3 月議会の補正予算でお
認め頂き、繰越手続を行った事業でございます。

契約につきましては、本年 6 月議会で議決頂きました。このたび、物価高騰等により増額の変更
契約を行う必要が生じましたが、繰越事業は繰り越した金額の範囲内でしか変更できないという
財政的制約がございます。まずはこの点を御理解頂きたいと存じます。

このたびの物価高騰に伴います全体の増額分は、資料の右側の黄色い部分で、総額は 1,685 万円
です。これを変更契約で増額しますと繰り越した金額を超えるため、今ほどの財政的制約で変更が
できません。このため、左側の波線部分の舞台装置や暗幕などの 1,600 万円分について、現在の契
約から切り離し、令和 4 年度予算として対応することといたしました。

先日お認めいただきました補正予算で、この切り離した 1,600 万円分と新たに行います外構工事
600 万円を含めて、令和 4 年度予算として 2,200 万円の契約をさせていただくものでございます。

結果として、増額部分の総額 1,685 万円から 1,600 万円を差し引いた 84 万 9,200 円が令和 3 年
度繰越予算の増額変更となります。ここからが増額分 1,685 万円の内訳の説明になります。

増額の理由は、右側の黄色の部分で示しておりますが、資材高騰によるものは、主たる建築資材であります鋼材類及びコンクリートの価格高騰に伴う増額、税込みで950万円の増額となります。こちらにつきましては、後ほど資料にて説明をさせていただきます。

また、設計変更によるものは735万円でございますが、現場を施工していく中で、協議による必要と判断し、設計変更の主なものを3点挙げさせていただきます。

増額の1つは、基礎工事に関するもので、支持基板が想定より深かったことによるラップルコンクリート打設のために型枠工事を追加したこと及び基礎工事の安全性施工性向上を図るため、地足場を追加したことによるもので、合わせて約300万円となります。

2つ目でございますが、断熱材の施工面積や鉄鋼の使用数量を見直したことによる増額が約580万円となります。

また、減額もあり、外壁軒天井について将来的な維持管理コストの削減にもつながることから仕上げ材を変更し、約250万円を減額しております。

以上、3点を含む複数の増減の差引きが設計変更による増額として記載しております735万円となります。これらを合計しますと、増額の合計は1,685万円となります。

続きまして、2ページ目の資料でございますが、資材価格高騰によります変更額につきましては、先ほど示しました950万円となりますが、その内訳は鋼材類で527万2,000円と、コンクリートで422万8,000円でございます。

初めに、鋼材類527万2,000円については、3月補正予算繰越しにて、工事発注後物価、資材等を継続的に市場価格の推移を確認してまいりました。11月末に請負業者より、単品スライド条項の適用を請求する協議があったことから、請求内容を審査し、スライド適用額を算定しました。

単品スライド条項につきましては、郡上市工事請負契約約款に基づき、特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格が著しい変動が生じ、請負代金額が不相当となったとき、請負代金の変更を受注者が請求できる措置でございます。受注者から請負金額の変更申請に基づき、工事材料の価格増額分のうち、対象工事費の1%を超える額を発注者が負担いたします。したがって、受注者も負担を負うこととなり、請負代金の1%を負担することとなります。

右に、単品スライド適用額算定表を示しておりますが、請負代金額は4億8,048万円でございますので、1%相当額は480万4,800円となります。鋼材類で異形鉄筋の積み上げでいきますと、数量が116.3トン、変更前が1,230万5,000円で、変更後が1,547万円、変動額が316万5,000円となります。

鉄骨合板も同様に変更額を算出しますと、変動額を合わせて1,007万7,100円となります。変動額合計1,007万7,100円引く受注者負担1%、今回480万4,800円で、単品スライド額でいきますと、527万2,300円となります。こちらが増額となります。

なお、品目ごとで判断するため、他の品目で値上がりしているものがあったとしても、1%、480万円に満たない場合は対象にいたしません。各材料の規格ごとに、変更前の価格と納入時の市場価格、業者購入価格を比較し、業者購入価格が納入時の市場価格を上回る場合は、プラス30%であれば業者購入価格が変動後の価格となります。

なお、30%を超えている場合は、プラス30%までの価格とします。今回の請求では、1つの鉄骨の規格が130%を超えたため、130%以内の価格を適用額として決定し、残りの大半につきましては、購入時の市場価格に対し、99%から110%であったことから妥当と判断し、受注者に対し提示し、合意したものでございます。

確認につきましては、見積書3者を提出いただき、最も安価な業者から納入したかを確認、最終的には領収書等で確認をさせていただき、後日提出いただくまでを約束していただいております。

当初、市におきましても、業者から見積りを聴取しております。それが今回出された業者と一致しておりますので、積算資料で物価上昇分等の分析を行い、価格につきましては妥当と判断させていただきました。

また、コンクリートの増額422万8,000円についてでございますが、5月に郡上地域の生コン価格が改定され、市の設計価格と差異が生じていることを把握し、6月の契約後に請負業者より価格改定による協議がございました。

物価資料等で必要性を判断することとしましたが、表で示しておりますが、物価資料2紙の掲載価格が11月までに上昇し、5月の改定が遅れて反映されたものと判断できることから、物価資料の2紙の平均値を変更後の採用、単価とすることといたしました。

確認につきましては、請負業者に請求明細書の提示を求めて確認をしましたが、同様な金額で納品されていることを確認いたしました。これにより、価格高騰に伴う増額は、鋼材類が527万2,000円と、コンクリート422万8,000円を合わせて950万円となります。

以上が説明となります。よろしく願いいたします。

○議長（田代はつ江） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第142号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第142号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第142号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第142号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議発第9号について(議案朗読・提案説明・採決)

○議長(田代はつ江) 日程21、議発第9号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書についてを議題といたします。

最初に、事務局に朗読していただきます。

齋藤議会議務局長。

○議会議務局長(齋藤貴代) それでは、読み上げさせていただきます。

議発第9号

森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書について

表記について、地方自治法第99条及び郡上市議会会議規則第14条第2項の規定に基づき、別紙意見書を提出する。

令和4年12月23日提出

提出者 郡上市議会産業建設常任委員会委員長 三島一貴

郡上市議会議長 田代はつ江様

提出理由

森林環境譲与税は、森林整備及びその促進に関する費用として市町村において活用されているが、人口が多い都市部への配分額が高く、森林整備を必要とする山間部の自治体への配分額に影響を与えていることから、森林整備をより効果的に推進することのできる譲与基準の見直しを国に求めるため。

1枚おめくりください。

森林環境譲与税の常用基準の見直しを求める意見書(案)

森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養等、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備等を進めていくことは、我が国の国土や国民の生命を守ることにつながる一方で、所有者や境界が分からない森林の増加や、担い手の不足等が大きな課題となっている。

このような中、平成 30 年 5 月に成立した森林経営管理法を踏まえ、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税が創設された。

国から譲与される森林環境譲与税は、市町村においては、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用として活用されている。

しかしながら、市町村間における森林環境常用税の配分割合は、市有林・人工林面積 50%、人口 30%、林業就業者数 20%を基準に判定されているため、人口が多い都市部に配分額が過度に高くなり、森林整備を必要とする山間部の自治体の配分額に影響を与えているのが現状である。

よって、国においては、森林整備をより効果的に推進するために必要とする山間部の自治体に対して、より多くの配分がなされるよう、譲与基準の見直しを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 12 月 23 日

岐阜県郡上市議会

提出先は御覧のとおりになります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（田代はつ江） それでは、ここで提出者の説明を求めます。

6 番 三島一貴議員。

○6 番（三島一貴） 6 番、三島です。提出の理由を少し述べさせていただきたいと思います。

今現在、事務局長より朗読がありました意見書の中にも記載がございますが、現在、森林環境譲与税は、いわゆる私有林、人工林面積が 50%、人口が 30%、林業就業者数が 20%という計算式において、各市町村に、自治体に譲与されているというものであります。

それにおいて、今、この全国の森林環境譲与税をもらっている自治体のほうの順位を見ますと、上位のほうを見ますと、やはり人口の多い都市部が占めておりまして、我々郡上市も一応岐阜県内では 1 番、そして全国の中で 9 番という場所にはおるんですが、その上位を見ますとほぼ都市部であって、本当に山林等に必要のかなというところの疑いもあるような形で見させておっていた中、国のほうも、この譲与基準の見直しを検討するという情報の情報を知りましたので、我々、産業建設常任委員会の中で、早速我々がこういった声を出すのが必要ではないのかということで協議をいたしました。

その協議の中では、やはりこの意見書というのは、皆さんが前を向いて賛同するものではないのではないかと、やはり都市部のほうを少し若干否定する部分も出てくるものですから、そういったことは慎重に取りかからなければならないということを御意見も出まして、いろいろと協議をさせ

ていただいた中、でも現実やはりこういった山間部、山林をしっかり整備しなければならない、こういった我々地方、人口の少ない場所においてしっかりとこうするには、こういった声を一番に出して、多くのまた譲与税を頂けるようなことが必要ではないかということで、この度、このような意見書を提出させていただく形となりました。

我々産業建設常任委員会では、全会一致ということになりまして、私、委員長名での提出となりましたが、ぜひ皆さんも各議員の方々御理解を頂きまして、御賛同頂ければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（田代はつ江） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっています議発第9号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議発第9号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって議発第9号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議発第10号について（採決）

○議長（田代はつ江） 日程22、議発第10号 議員派遣についてを議題とします。

会議規則第170条の規定により申出がありました。申出のとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって申出のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

◎議報告第21号について（報告）

○議長（田代はつ江） 日程23、議報告第21号 諸般の報告について（議員派遣の報告）を議題といたします。

議員派遣の報告が、別紙、写しのとおり提出されましたので、お目通しいただき、報告に代えま

す。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

◎市長挨拶

○議長（田代はつ江） ここで、市長から御挨拶を頂きます。

日置市長。

○市長（日置敏明） 令和4年第6回郡上市議会定例会の閉会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

議会におかれましては、去る11月30日水曜日開会以来、本日12月23日金曜日に至るまでの24日間にわたり、終止、慎重かつ御熱心に御審議を頂きました。

条例の制定、改正をはじめ補正予算並びに本日追加提案をいたしました補正予算案など、多くの議案について御議決を頂き、誠にありがとうございました。

それぞれの施策制度の適切な執行に努めるとともに、審議の過程で頂戴をいたしました数々の御意見、御提案につきましても、市政運営にそれらを踏まえてまいりたいと存じます。

また、本日、会議冒頭で表明をいたしました郡上市プラスチックごみゼロ宣言の実行に向けては、行政が率先するとともに、市民、事業者の皆様と一体となって取り組んでまいりたいと存じます。

議会開会日での御挨拶では、風流踊のユネスコ無形文化遺産登録の正式決定を心待ちにしている旨を申し上げましたが、その開会日当日の11月30日夜、7時過ぎにおかげさまで無事登録決定となりました。

発表の折には、田代議長をはじめ議員各位にもお立ち会いを頂き、誠にありがとうございました。この登録をはずみに、郡上踊り、寒水の掛踊のますますの発展と地域の活性化、さらには郡上市の伝統芸能、伝統文化全般の保存継承振興が促進されることを期待するものであります。

また、新型コロナウイルス感染症に関しましては、冬季に入り感染が拡大し、医療提供体制の逼迫が懸念されるところであります。

県は、岐阜県医療逼迫警戒宣言を発出し、人流が増える年末年始を前に感染防止対策の徹底を強く呼びかけました。市では、それら対策の周知・啓発に注力するとともに、コロナワクチン接種の加速化を進めているところであります。

年が明けますと、すぐ成人の日を迎えます。郡上市では、成人の日の前日の1月8日日曜日に、二十歳を祝う会の開催を計画しております。晴れの日をみんなで祝い、若者たちが笑顔で集うことができますよう、緩みない感染対策に鋭意努めてまいります。

そして、来年こそは、コロナの感染状況をもとより、ウクライナ情勢並びに世界的な燃料高騰、物価高などの諸問題が好転し、人々が安心して穏やかに暮らせる年となりますよう切に願うもので

あります。

結びに、議員の皆様方におかれましては、この年末年始、健康には十分御留意を頂きまして、ますます御活躍されますよう祈念申し上げ、閉会の御挨拶といたします。

令和4年12月23日、郡上市長 日置敏明。

ありがとうございます。

◎議長挨拶

○議長（田代はつ江） ありがとうございます。

令和4年第6回郡上市議会定例会の閉会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会におきましても、引き続き新型コロナウイルス感染症の対策を取りながらの議会となりましたが、11月30日から本日まで24日間にわたり、条例の改正をはじめ、追加補正を含む補正予算や指定管理者の指定など、市政の諸案件につきまして極めて慎重に御審議頂き、全議案を滞りなく議了することができました。これも一重に議員各位の御協力によるものと深く感謝申し上げます。

また、市長をはじめ執行部の各位におかれましては、常に真摯な態度をもって審議に御協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

今定例会を通じ、議員各位から審議の過程や一般質問で述べられました意見、要望につきましては、今後の市政の執行に十分反映されますようお願い申し上げます。

代表監査委員におかれましては、本会議へ御出席頂き、誠にありがとうございました。

議員各位並びに執行部各位におかれましては、年末で御多忙のことと思いますが、健康には十分留意され、ますますの御活躍を御祈念申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。

◎閉会の宣告

○議長（田代はつ江） 以上で、本日の会議を閉じます。

これをもちまして、令和4年第6回郡上市議会の定例会を閉会いたします。

大変に御苦労さまでございました。

(午前11時36分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 田代 はつ江

郡上市議会議員 長岡 文男

郡上市議会議員 田代 まさよ